

平成 29 年度事業報告

平成 29 年は、7 月の九州北部豪雨に始まり 9 月、10 月には大型で強い台風が立て続けに日本列島を横断するなど、多くの自然災害が各地に甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災の被災 3 県で業務再開を希望する水産加工施設は 93%まで業務再開を果たしているが、震災直前水準以上に売上が回復した水産加工業者は 21%、売上が 8 割以上回復した水産加工業者は 47%であり、売上の回復が遅れている。

こうした中、今年度も国産塩安定供給のための需給バランスの監視作業を続けてきたが、塩需要量はいまだに震災以前の水準に回復していない。

塩の販売については、生活用塩の減少傾向が依然として続いている。

国内製塩業に過大な負担をもたらす石油石炭税については、平成 28 年度末に、平成 32 年 3 月末までの軽減措置が決定されたが、関係方面へ機会がある都度、脆弱な企業体力について説明を実施した。

海外石炭事情（アジアの一般炭需要）については、中国政府が環境面への配慮並びに産業構造改革の一環として石炭の過剰生産解消に乗り出し、不足分の対応については、輸入に切り替えた結果、石炭価格は急騰した。そのため、中国政府は中国国内基準価格を定め、価格が大幅に変動した場合には、減産若しくは増産する施策を打ち出し、石炭価格の安定化に取り組んでいるものの、価格が高騰している。また、供給国である豪州、インドネシアも新たな鉱山の開発ができないため供給はタイトになり構造的に簡単に解決できない課題を抱えている。

海上運賃については、上記に述べた通り、アジア新興国での石炭需要増に伴い、船舶需要も増加。一方で、長年続いていた海運市況の低迷から脱却する為に、船舶の解撤が進められ、供給量が減少。これらの事情から、海運マーケットは緩やかに回復に向かっている。そのような状況下にあつて、石炭価格並びに運賃は前年度と比較して高騰し、為替問題も絡み、国内製塩の安定操業・事業存続が危惧される状況に変わりはない。

関税問題については、政府は昨年 7 月、日欧 EPA(経済連携協定)に大筋合意、11 月には、米国を除く 11 か国で TPP（環太平洋経済連携協定）の発効に大筋合意に至り、詰めの作業を急いでいる。

塩の安全・安心への取り組みについては、H A C C P ・ I S O 22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防衛及び A I B 国際検査統合基準の考え方を充実し、工場の現場レベルでの管理体制をより強化させた内容の第 5 版により、会員 3 工場に対してガイドライン更新審査を実施した。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、消費者からの電話対応等を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。